

社会福祉法人 笠之原福祉会

笠之原こども園 運営規程

第1条（施設の名称等）

- 1 社会福祉法人 笠之原福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - ①名 称 幼保連携型認定こども園 笠之原こども園
 - ②所在地 鹿児島県鹿屋市笠之原町46番15号

第2条（施設の目的・利用者）

- 1 笠之原こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。
- 2 第1項の規定する利用子どもは次のとおりとする。
 - ①満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）（以下「1号認定子ども」という。）
 - ②満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「2号認定子ども」という。）
 - ③満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「3号認定子ども」という。）

第3条（運営方針）

- 1 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。また条例で示された園児を平等に取り扱う原則（園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと）、懲戒に係る権限の濫用禁止（園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと）について従う。
- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学

校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第4条（提供する特定教育・保育の内容）

- 1 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下に掲げる教育・保育、その他の便宜を提供する。
 - ①特定教育・保育
 - ②食事の提供
 - ③子育て支援事業
 - ④延長保育事業
 - ⑤その他 子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

第5条（保護者に対する子育て支援の内容）

- 1 当園における保護者に対する子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育て支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

第6条（職員の職種、員数及び職務の内容）

- 1 当園が特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に基づく人数以上とし、3歳児配置改善加算を適用する場合は、その人数とする。また職員の数は常時二人を下回らない。
 - ①園長 1名以上園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う

②副園長 1名以上

副園長は、利用子どもを全体的に把握し、園長を補佐する

③主幹保育教諭 1名以上

主幹保育教諭は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する

④保育教諭 10名以上

保育教諭は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う

⑤調理員 2名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う

⑥園医 1名以上

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健診、職員及び保護者への相談・指導を行う

⑦園歯科医 1名以上

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う

⑧園薬剤師 1名以上

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う

⑨事務職員・用務員 2名以上

事務職員・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

2 第1項の職員の他に必要な職員を置くことがある。

第7条（学年及び学期）

1 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日

第2学期 8月1日から12月31日

第3学期 1月1日から3月31日

第8条（特定教育・保育を提供する日）

1 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日、年度末（2日間程度）を除く。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、第1項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- ① 土曜日
 - ② 夏季休業 8月1日から8月31日
- 3 当園は、第1～2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、第2項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することができる。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第9条（特定教育・保育の提供を行う時間等）

- 1 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- ①保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、7時から18時の範囲内で、2号および3号認定子どもの保護者が保育を必要とする時間
 - ②保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、8時から16時の範囲内で、2号および3号認定子どもの保護者が保育を必要とする時間
 - ③教育標準時間は、9時から13時
- 2 当園の開所時間は、7時から18時とする。
- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、延長保育を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育標準時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育及び延長保育を実施することとする。

第10条（利用者負担その他の費用等）

- 1 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。
- 2 当園の利用において通常必要とされるものの費用について、重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 3 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担について、重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 4 延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 5 預かり保育等の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 6 当園は、第1項および第3～5項の費用に関しては口座振替を行う場合がある。
- 7 当園が、口座振替を行う場合、領収書を発行しないものとし、保護者より支払の確認を要する場合、保護者口座の取引履歴によって確認するものとする。ただし、口座振

替を行った事実について、書面による証明が必要な保護者には、当園にて本人確認を行い、証明書を発行する。

第11条（子どもの区分ごとの利用定員）

1 当園の利用定員は次のとおりとする。

①教育標準時間認定子ども（1号認定）	15名
②保育認定子どものうち満3歳以上の子ども（2号認定）	45名
③保育認定子どものうち満3歳未満の子ども（3号認定）（1・2歳児）	36名
④保育認定子どものうち満3歳未満の子ども（3号認定）（0歳児）	9名

第12条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

- 1 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を著しく超える場合においては、当園の教育理念に基づく選考、申込みを受けた順序により決定する方法等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 第2項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき、かつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

第13条（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

- 1 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 2 利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - ①子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する利用子どもの区分に該当しなくなったとき
 - ②利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき
 - ③市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - ④利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を滞納したとき
 - ⑤その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

第14条（緊急時における対応方法）

- 1 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変

が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第15条（非常災害対策）

- 1 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、避難及び消火に係る訓練等を実施するものとする。当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第16条（虐待の防止のための措置）

- 1 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第17条（秘密保持及び個人情報の使用）

- 1 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、利用子どもの個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用する。
 - ①児童票などの園内資料を作成する
 - ②卒園にあたり円滑な接続が図られるよう、小学校との間で情報を共有する
 - ③他園へ転園にあたり必要な連絡調整を行う
 - ④病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う
 - ⑤写真を利用して卒園アルバムやホームページ等を作成する

第18条（苦情解決）

- 1 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当園は、第1項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、第3項の改善の内容を市に報告する。

第19条（欠席の連絡）

- 1 利用子どもが疾病その他の理由で開園期間中に欠席する場合は、保護者は速やかにその旨を当園へ連絡しなければならない。

第20条（書類の提出）

- 1 保護者は必要に応じ、以下の書類を提出しなければならない。
 - ①利用契約書 提出時期…入園時、内容変更時
 - ②重要事項同意書 提出時期…入園時、年度更新時、内容変更時
 - ③児童票 提出時期…入園時、年度更新時、内容変更時
 - ④喫食状況調査票 提出時期…入園時、年度更新時

第21条（事故の責任）

- 1 利用子どもの事故に対する当園の責任は、利用子どもが正当な理由による登園のため門を入ってから、正当な理由による降園のため門を出るまでの間におよぶものとする。ただし当園の行事としての遠足等による外出は利用子どもが当園内にいるものとみなす。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。（平成31年3月19日理事会議決）

この規程は令和元年10月1日から施行する。（令和元年8月9日理事会議決）

この規程は令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月7日理事会議決）

この規程は令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月15日理事会議決）

この規程は令和5年4月1日から施行する。（令和5年3月10日理事会議決）